

## 面積の算定

項目	開放廊下に設置する風防スクリーンの取扱い
条文	建築基準法施行令第2条第1項第3号

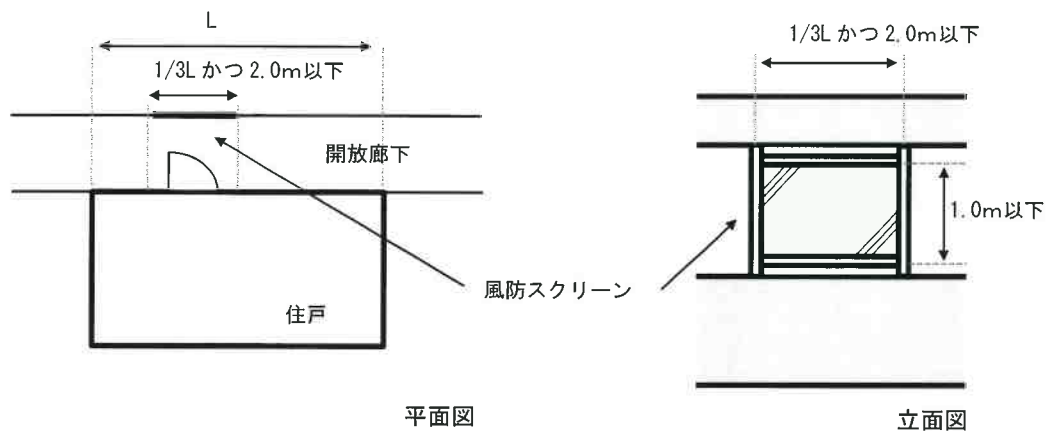
床面積の発生しない開放廊下に、次の条件に該当する風防スクリーンを設置する場合は、開放性を阻害しないものとして取扱う。

## 1 住戸の前面

- ・ 風防スクリーンの幅は1住戸を単位とし、当該住戸部分の前面の廊下長さの1/3以下かつ2.0m以下であること。
- ・ 風防スクリーンの高さは、1.0m以下で、上下に開放部分が確保されていること。
- ・ 住戸の出入口の前面に設置されていること。

## 2 エレベーターの前面

- ・ 風防スクリーンの高さは、1.0m以下で、上下に開放部分が確保されていること。
- ・ エレベーターの出入口の前面に設けられていること
- ・ 風防スクリーンの幅は昇降路の幅以下かつ2.0m以下であること。



関連通達・ 資料	
-------------	--